

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (生物多様性保全課)	65
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	65
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	66
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (農業施設管理課)	67
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	67
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	67
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	67
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	68
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	68
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	69
○海岸保全区域の指定の一部改正..... (砂防災課)	69
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	70
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	70
道企業管理規程	
○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程.....	72
○北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程.....	72
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)	73
道公安委員会規則	
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	74
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	75
道警察本部告示	
○高齢者講習実施規程の一部を改正する規程.....	75
○特定任意高齢者講習実施規程の一部を改正する規程.....	75

規 則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第73号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則
動物の愛護及び管理に関する法律施行細則 (平成18年北海道規則第43号) の一部を次のように改正する。

第2条 (見出しを含む。) 中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改める。

第4条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第5条中「第28条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第6条第2項及び第7条第1項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

第8条中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

別記第1号様式中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改める。

別記第5号様式中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

附 則

- この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年 8月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道事務決裁規程 (昭和41年北海道訓令第3号) の一部を次のように改正する。
別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第1号中「動物取扱業」を

「第一種動物取扱業」に改め、同項第2号中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項第3号中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第4号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第5号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同項中第40号を第50号とし、第36号から第39号までを10号ずつ繰り下げ、同項第35号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号を同項第45号とし、同項第34号中「第15条第8項」を「第15条第8項本文」に、「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号を同項第44号とし、同項第33号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号を同項第43号とし、同項第32号を同項第42号とし、同項第31号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 省令第10条の6第3項の規定に基づき、必要と認める書類の提出を求めること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第30号を同項第39号とし、同項第29号中「(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第38号とし、同項第28号中「(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第37号とし、同項第27号中「及び第6項」及び「これらの規定を」を削り、「登録証の交付及び再交付をする」を「登録証を交付する」に改め、同号を同項第35号とし、同号の次に次の1号を加える。

(36) 省令第2条第6項の規定に基づき、登録証を再交付すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第26号を同項第34号とし、同項第25号中「ねこ」を「猫」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第24号を第32号とし、第19号から第23号までを8号ずつ繰り下げ、同項第18号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号を同項第26号とし、同項第17号を同項第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 第25条第3項の規定に基づき、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第16号中「起因して」を「起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって」に改め、同号を同項第23号とし、同項第15号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「必要な報告」を「報告」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の4号を加える。

(19) 第24条の2の規定に基づき、第二種動物取扱業の届出を受理すること。

(20) 第24条の3第1項及び第2項の規定に基づき、第二種動物取扱業者の届出書記載事項の変更又は飼養施設の廃止の届出を受理すること。

(21) 第24条の4において準用する第16条第1項の規定に基づき、第二種動物取扱業者の

廃業等の届出を受理すること。

(22) 第24条の4において準用する第24条第1項の規定に基づき、第二種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第二種動物取扱業者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第14号中「第23条第3項」の次に「(第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第1項」を「第23条第1項(第24条の4において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号中「第22条第3項」を「第21条の4若しくは第22条第3項又は第22条の5」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「第23条第1項」の次に「(第24条の4において準用する場合を含む。)」を、「第2項」の次に「(これらの規定を第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第15号とし、同項第11号を同項第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 第22条の6第2項の規定に基づき、犬猫等の個体に関する届出を受理すること。

(14) 第22条の6第3項の規定に基づき、犬猫等販売業者に対し、その所有する犬猫等の死亡の事実に関し、獣医師による検案を受け、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第18項第10号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第14条第3項の規定に基づき、犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第30項第1号中「第4条第6項」を「第5条第6項」に改め、同項第2号中「第4条第7項」を「第5条第7項」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

告

示

北海道告示第560号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、由仁土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があった。

平成25年 8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成25. 8.19	理事	野島 芳光	夕張郡由仁町光栄75番地
同	同	同	尾上 敬二	由仁町東三川2876番地
同	同	同	羽賀 久貢	由仁町中三川197番地の1
同	同	同	飯田 修久	由仁町本三川313番地
同	同	同	大塚 敏史	由仁町西三川933番地
同	同	同	東 澄	由仁町熊本611番地
同	同	同	本間 孝明	由仁町山榊508番地
同	同	同	賀集 優彦	由仁町岩内2502番地
同	同	監事	青山 利幸	由仁町川端2081番地
同	同	同	笹谷 孝幸	由仁町古山160番地
同	同	同	森出 義弘	由仁町古川217番地
退任	同 25. 8.18	理事	西村 明博	由仁町岩内1803番地の1
同	同	同	中村 健一	由仁町川端77番地
同	同	同	尾上 敬二	由仁町東三川2876番地
同	同	同	境田 和美	由仁町本三川653番地
同	同	同	喜井 一憲	由仁町西三川63番地
同	同	同	笹谷 孝幸	由仁町古山160番地
同	同	同	野島 芳光	由仁町光栄75番地
同	同	同	八田 勝	由仁町山榊1136番地
同	同	監事	西口 貞義	由仁町中三川796番地の2
同	同	同	杉本 静男	由仁町熊本556番地
同	同	同	滝口 正男	由仁町東栄336番地

北海道告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、由仁土地改良区が新たに行う土地改良（岩内地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用排水施設））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年9月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年 8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成25年9月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年 8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
東郷南部	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良、暗渠排水）	北海道土川総合振興局
大沼北	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）	同
興農	経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）	同
西山	同	同

北海道告示第563号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年 8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
屈斜路湖畔	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農用地造成）	平成21.12.10
同	同（土層改良、暗渠排水）	同 22.12.17
同	同（区画整理）	同 23. 6. 1
同	同（農業用道路）	同 25. 1.10
同	同（鳥獣進入防止施設）	同 24.12.10
多和第2	草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理）	同 24. 9.26
上幌呂	同	同 23. 8.25
同	同（農業用道路）	同 24. 7.20
下仁多	一般農道整備〔一般〕	同 24.10.18

北海道告示第564号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年 8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第565号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 余市郡赤井川村(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第566号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第567号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を泊村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第531号のとおりである。

平成25年8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

古宇郡泊村大字興志内村字塩越沢149所在の森林について所有権を有する

坂井 敬三

古宇郡泊村大字興志内村字塩越沢155所在の森林について所有権を有する

成田 勝藏

古宇郡泊村大字興志内村字塩越沢416所在の森林について所有権を有する

川村 幸作

古宇郡泊村大字興志内村415所在の森林について所有権を有する 工藤 千太郎

古宇郡泊村大字茅沼村50の4、425所在の森林について所有権を有する

小林 三千代

古宇郡泊村大字茅沼村293の1所在の森林について所有権を有する 安木 鉄之助

古宇郡泊村大字茅沼村303、345、字山ノ上378の1、378の2、379所在の森林について所有権を有する 丹甫 初太郎

古宇郡泊村大字盃村54の1、55の1、61、字盃山257所在の森林について所有権を有する 田原 外司

古宇郡泊村大字盃村61、字盃山257所在の森林について所有権を有する 田原 ふさ

古宇郡泊村大字盃村字中峰84の1所在の森林について所有権を有する 佐藤 梅太郎

北海道告示第568号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課並びに関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成25年8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

5天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(2)留萌海岸の留萌市の項海岸保全区域の欄中4の事項を次のように改める。

4 次のA-2からA-7までの各点を順次に結ぶ線、A-7とKH1とを結ぶ線、KH1からKH20までの各点を順次に結ぶ線、KH20と㊸とを結ぶ線、㊸から㊹までの各点を順次に結ぶ線、A-2と補点①とを結ぶ線、補点①と補点②とを結ぶ線及び㊺と補点②とを結ぶ線によって囲まれた区域

基準点 四等三角点沖見 世界測地系座標値 X = -7,980.920、Y = -49,612.246の地点

A-2 基準点から方向角239度25分57秒の方向182.523メートルの地点

A-3 A-2から方向角105度26分36秒の方向0.721メートルの地点

A-4 A-3から方向角197度05分46秒の方向4.548メートルの地点

A-5 A-4から方向角121度24分59秒の方向3.279メートルの地点

A-6 A-5から方向角201度38分05秒の方向5.167メートルの地点

A-7 A-6から方向角249度11分58秒の方向3.509メートルの地点

KH1 A-7から方向角197度05分56秒の方向4.530メートルの地点

KH1-1 KH1から方向角197度06分15秒の方向5.542メートルの地点

KH1-2 KH1-1から方向角227度02分04秒の方向2.669メートルの地点

KH2 KH1-2から方向角208度20分04秒の方向19.451メートルの地点

KH3 KH2から方向角114度24分45秒の方向3.012メートルの地点

KH4 KH3から方向角203度56分31秒の方向16.064メートルの地点

KH5 KH4から方向角293度58分06秒の方向12.655メートルの地点

KH6 KH5から方向角200度47分20秒の方向59.345メートルの地点

KH7 KH6から方向角200度46分10秒の方向80.170メートルの地点

KH8 KH7から方向角200度47分49秒の方向79.936メートルの地点

KH9 KH8から方向角205度31分45秒の方向92.542メートルの地点

KH10 KH9から方向角205度25分27秒の方向76.796メートルの地点

KH11 KH10から方向角202度22分40秒の方向90.181メートルの地点

KH12 KH11から方向角200度11分32秒の方向18.324メートルの地点

KH12-1 KH12から方向角123度11分14秒の方向4.805メートルの地点

KH12-2 KH12-1から方向角209度09分44秒の方向16.028メートルの地点

KH13 KH12-2から方向角289度09分56秒の方向1.934メートルの地点
 KH14 KH13から方向角217度08分14秒の方向29.142メートルの地点
 KH15 KH14から方向角219度56分13秒の方向19.037メートルの地点
 KH16 KH15から方向角209度37分08秒の方向42.594メートルの地点
 KH17 KH16から方向角211度19分47秒の方向101.380メートルの地点
 KH18 KH17から方向角121度19分40秒の方向4.885メートルの地点
 KH19 KH18から方向角208度06分05秒の方向15.097メートルの地点
 KH20 KH19から方向角138度41分45秒の方向9.928メートルの地点
 ㊦の地点 KH20から方向角214度20分18秒の方向6.497メートルの地点
 ㊩の地点 ㊦の地点から方位角240度24分52秒の方向54.40メートルの地点
 ㊪の地点 ㊩の地点から方位角227度51分05秒の方向18.48メートルの地点
 ㊫の地点 ㊪の地点から方位角246度00分35秒の方向104.53メートルの地点
 ㊬の地点 ㊫の地点から方位角258度46分14秒の方向6.98メートルの地点
 補点① A-2から方向角269度51分22秒の方向221.734メートルの地点
 補点② ㊬の地点から方位角335度00分00秒の方向80.00メートルの地点
 7 根室沿岸海岸保全区域の表根室沿岸の(4)根室海岸の根室市の項海岸保全区域の欄中13の事項を14の事項とし、6の事項から12の事項までを1事項ずつ繰り下げ、5の事項の次に次の1事項を加える。
 6 次の基点㊦から基点㊬までの各点を順次に結ぶ線、基点㊦と補点①とを結ぶ線、補点①から補点③までの各点を順次に結ぶ線及び基点㊬と補点③とを結ぶ線によって囲まれた区域
 基点㊦ 三級基準点H22-3-10 (座標値 X = -79298.621、Y = 101875.971) から方向角27度48分53秒の方向37.260メートルの地点
 基点㊧ 基点㊦から方向角202度38分03秒の方向58.928メートルの地点
 基点㊨ 基点㊧から方向角221度20分30秒の方向120.827メートルの地点
 基点㊩ 基点㊨から方向角231度14分56秒の方向149.369メートルの地点
 補点① 基点㊦から方向角313度25分19秒の方向77.138メートルの地点
 補点② 基点㊨から方向角328度48分06秒の方向80.577メートルの地点
 補点③ 基点㊩から方向角314度46分17秒の方向71.754メートルの地点

北海道告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成25年8月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 伊達市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・122号竹原通及び3・4・105号末永中通）
- (3) 事業施行期間 平成25年8月30日から平成29年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 伊達市末永町地内
- 2(1) 施行者の名称 函館市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・113号昭和団地通）
- (3) 事業施行期間 平成25年8月30日から平成32年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 函館市神山3丁目、陣川町及び陣川2丁目地内
- 3(1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・18号大雪通）
- (3) 事業施行期間 平成25年8月30日から平成32年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 旭川市神居2条21丁目、神居町雨紛、神居1条21丁目及び神楽7条13丁目地内
- 4(1) 施行者の名称 北見市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・4・39号西10号通及び3・4・22号三輪通）
- (3) 事業施行期間 平成25年8月30日から平成31年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 北見市西三輪3丁目、同4丁目及び東相内町地内

総合振興局告示及び振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月30日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 20台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成25年12月17日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年8月30日から同年10月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課）

- (2) 入札日時 平成25年10月16日 午前10時30分（送付による場合は、同月15日必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 18台

イ 予定時期 平成25年9月上旬頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年3月29日付け北海道釧路総合振興局告示第2号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujyohou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

- (2) 所在地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
電話番号 0154-43-9133

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 20

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 16, 2013
(Mailed bids must arrive no later than October 15, 2013)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan
Phone : 0154-43-9133

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月30日

北海道公営企業管理者 伊藤 邦 宏

北海道企業管理規程第1号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中	「 二股発電所 川端発電所 滝下発電所 滝の上発電所	を	「 川端発電所 滝下発電所 滝の上発電所	に改める。
-----------	--	---	-------------------------------	-------

清水沢発電所	」	清水沢発電所	」
--------	---	--------	---

附 則

この規程は、平成25年8月31日から施行する。

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月30日

北海道公営企業管理者 伊藤 邦 宏

北海道企業管理規程第2号

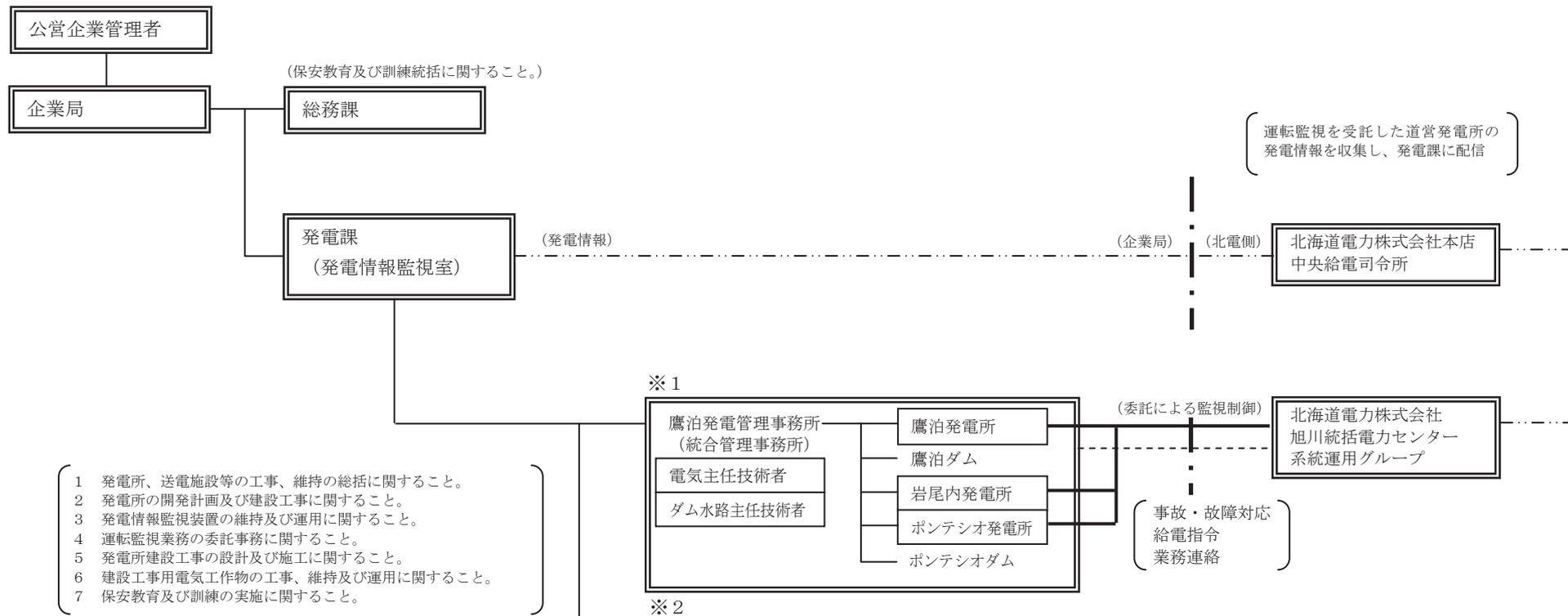
北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

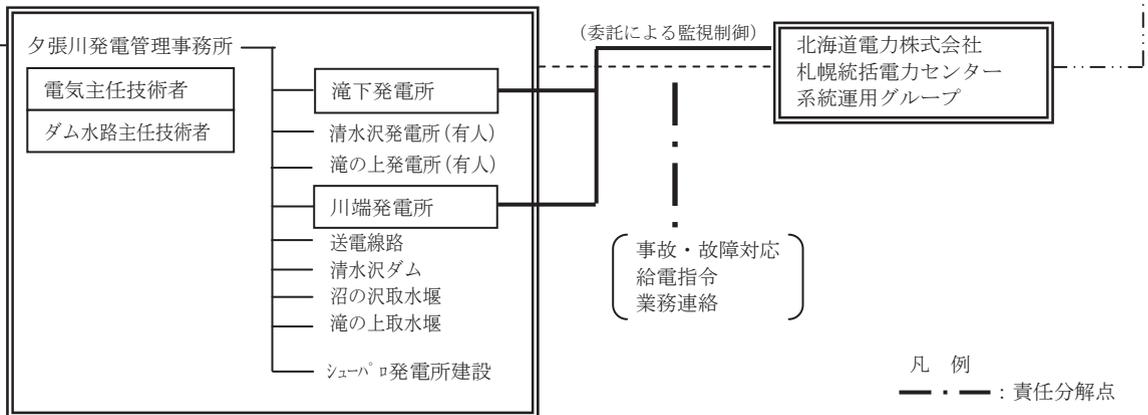
保安に関する組織及び業務分掌



- 1 発電所、送電施設等の工事、維持の総括に関すること。
- 2 発電所の開発計画及び建設に関すること。
- 3 発電情報監視装置の維持及び運用に関すること。
- 4 運転監視業務の委託事務に関すること。
- 5 発電所建設工事の設計及び施工に関すること。
- 6 建設工事に用いた電気工作物の工事、維持及び運用に関すること。
- 7 保安教育及び訓練の実施に関すること。

- ※1
- 1 発電所、送電施設等の工事、維持及び運用に関すること。
 - 2 運転監視業務の委託に関すること。
 - 3 保安教育及び訓練の実施に関すること。

- ※2
- 1 発電所、送電施設等の工事、維持及び運用に関すること。
 - 2 運転監視業務の委託に関すること。
 - 3 シューパ[®]発電所建設工事の設計及び施工に関すること。
 - 4 シューパ[®]発電所建設工事用電気工作物の工事、維持及び運用に関すること。
 - 5 保安教育及び訓練の実施に関すること。



別表第4の2 非常対策に関するものの項中「北海道企業局防災体制」を「北海道災害対策本部企業班災害対策実施要領」に改める。

附 則

この規程は、平成25年9月2日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第89号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年8月30日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Aブロック）9台分 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年7月16日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 4 随意契約に係る契約金額
41,475円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第90号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年8月30日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
(1) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Cブロック）252台分 一式
(2) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Dブロック）294台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年7月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 株式会社J E C C
イ 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
(2)ア 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 4 落札金額
(1) 1,036,350円
(2) 1,227,660円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年6月21日付け北海道教育庁石狩教育局告示第75号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年8月30日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第8号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第36条の24第2項中「第37条の19」を「第36条の19」に、「講習規則第2条第1号」を「講習規則第2条第1項第1号」に改める。

第36条の25第1項中「零以下」を「76以上」に改める。

別記様式第37号を次のように改める。

別記様式第37号（第73条関係）

特定講習実施記録簿

番号	受講者の本籍 (国籍等)及び住所	氏名 生年月日	性別	特定講習 の種別	免許証番号	講習実施日 実施指導員名	備考
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			

			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			
			男	取 消 初 心			
			女	取 消 初 心			

注1 性別欄は、男性は男、女性は女を○で囲むこと。

2 特定講習の種別欄は、取消処分者講習は取消、初心運転者講習は初心を○で囲むこと。

3 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づき講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月30日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第9号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中
「法第92条の2第1項に規定する優良運転者及び一般運転者」を「法第92条の2第1項に規定する優良運転者」に、
「優良運転者及び一般運転者以外の者」を「優良運転者以外の者」に改

める。

別記様式第19号中「本籍又は国籍」を「本籍又は国籍等」に改める。

別記様式第23号注1の事項中「者は国籍」を「者は国籍等」に改める。

別記様式第24号及び別記様式第27号の2中「本籍・国籍」を「本籍・国籍等」に改める。

別記様式第28号の4中「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

附 則

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表1及び別記様式第28号の4の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第2号ア中「36以上」を「49未満」に改め、同号イ中「零以上36未満」を「49以上76未満」に改め、同号ウ中「零以下」を「76以上」に改める。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

北海道警察本部告示第303号

特定任意高齢者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月30日

北海道警察本部長 坂 明

特定任意高齢者講習実施規程の一部を改正する規程

特定任意高齢者講習実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号ア中「36以上」を「49未満」に改め、同号イ中「零以上36未満」を「49以上76未満」に改め、同号ウ中「零以下」を「76以上」に改める。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

正 誤

○平成25年1月22日（第2448号）

北海道告示第33号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
40	右	32
誤	瀬棚郡	
正	久遠郡	

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第302号

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月30日

北海道警察本部長 坂 明

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程